廃 第 1 1 4 0 号 令和元年10月29日

## 一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長 (公印省略)

# 解体業の許可の取消しについて (通知)

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。) 第66条の規定により解体業の許可を取り消しましたので、下記のとおり通知します。

記

事	業者の氏	名又は	各称	株式会社共栄自工
業	Ø	区	分	解体業
許	可 0	番	号	20123000089
処	分の	年 月	日	令和元年10月29日
処	分	理	由	株式会社共栄自工は、当該法人の役員が、廃棄物の処理及び清
				掃に関する法律違反により欠格要件に該当した。
				(法第62条第1項第2号チ)

## 【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課 監視指導室 指導担当

 $\mathtt{TEL}:\ 0\ 4\ 3-2\ 2\ 3-2\ 6\ 8\ 4$ 

廃 第 1 1 4 0 号 令和元年10月29日

#### 一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長 (公印省略)

引取業及びフロン類回収業の瑕疵による登録の取消しについて(通知)

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。) 第44条による引取業の登録及び第55条によるフロン類回収業の登録について、登録の 拒否に該当していたことが判明し、登録を取り消しました(講学上の職権取消し)ので、下 記のとおり通知します。

記

事	業者の氏	名又は名	2000	株式会社共栄自工
業	の	区	分	引取業及びフロン類回収業
許	可の	)番	号	20121000089
				20122000089
処	分の	年 月	日	令和元年10月29日
処	分	理	由	引取業及びフロン類回収業の更新登録のときに株式会社共
				栄自工の取締役が登録の拒否に該当していたことが判明した。
				(法第45条第1項第2号及び第56条第1項第2号)

## 【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課 監視指導室 指導担当

TEL: 043-223-2684